

別紙

特定した行政文書	開示しない部分	開示しない理由
平成17年度第6回個人情報保護審議会議事録	「5 概要」にある発言者の姓	<p>当該情報は、会議で発言した委員が誰であるかについて記録しているものであるから、特定の個人を識別できるものであり、しかも絶対的開示事由を定めた条例第8条第1号ただし書イ、ロ及びハが規定する情報ではないため、同号本文に該当する。</p> <p>また、当該情報は、地方公共団体の機関の内部における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより率直な意見の交換等を不当に損なうおそれがあることから条例第8条第5号に該当する。</p>
	「5 概要」中、「(3) 異議申立て事案(諮問第11号~第14号)の審査」について記録した部分	<p>当該情報は、地方公共団体の機関の内部における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより率直な意見の交換等を不当に損なうおそれがあることから条例第8条第5号に該当する。</p>
	会議の状況を記録した電磁的記録	<p>会議についての電磁的記録の作成・保存は義務付けられておらず、行政文書として存在しないため。</p>